令和8年度
指定障害福祉サービス事業者等集団指導

障害児通所支援説明項目

1　ガイドラインの改訂等および令和6年度報酬改定について	13　サービス管理責任者等実践研修の実務経験特例について
2　定員の遵守	14　サービス提供拒否の禁止について
3　鹿児島市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例	15　市独自の補助制度
4　情報共有の徹底・適切な対応	16　情報公表制度
5　人員基準等の毎月の確認	17　秘密保持について
6　多機能型事業所の人員配置について	18　業務管理体制の届出
7　申請・変更・廃止等	19　事故報告書の提出
8　加算を算定する際の注意点	20　送迎に当たっての安全管理の徹底について
9　多機能型事業所の定員規模別単価の取扱いについて	21　防犯対策
10　支援プログラムについて	22　災害等の対応について（防災・業務継続・避難確保）
11　自己評価について	23　行政処分について
12　児発管研修の有効期限等について	24　こども性暴力防止法について（令和8年12月25日施行）

障害福祉課障害施設係

1　国のガイドラインについて
（児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援）

令和6年7月、こども家庭庁により、「児童発達支援」、「放課後等デイサービス」、「保育所等訪問支援」の各ガイドラインが改訂・新設されています。

これらのガイドラインは、障害のあるこどもやその家族に対して質の高い支援を提供するため、支援の内容や運営及びこれに関する事項を定めたものです。

事業所は、ガイドラインにおいて示される障害児支援の基本理念や支援の内容等に係る基本的な事項等を踏まえ、こども本人やその家族、地域の実情に応じて創意工夫を図り、その機能及び質の向上を図らなければならないとされています。

国の基準、関連通知等に加え、これらガイドラインの徹底による、よりよい事業所づくり、支援の質の向上を図っていただきますようお願いします。

国の基準、通知およびガイドラインは以下こども家庭庁ホームページを参照
https://www.cfa.go.jp/policies/shougaijishien/shisaku/hoshukaitei

1　令和6年度報酬改定について

直近の国の報酬改定は令和6年度報酬改定です。最新の国の報酬告示や解釈通知、Q&Aを熟読の上、事業所運営を行ってください。

３年に一度の報酬改定のほか、個別の報酬改定や制度改正等についても随時メールにて一斉周知しますので確認をお願いします。

国の令和６年度報酬改定に関する関係通知に加え、最新の各種Ｑ＆Ａ、基準等はこども家庭庁ホームページの以下の箇所に集約されています。

https://www.cfa.go.jp/policies/shougaijishien/shisaku/hoshukaitei

なお、特にご注意いただきたい点などを、当資料の「７　加算を算定する際の注意点」にまとめておりますので参考にご確認ください。

２　定員の遵守について

利用定員及び発達支援室の定員を超えて、支援の提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。（児基準第３９条等）

利用定員を超過して障害児に通所支援を行うことは指定基準を満たさないことになるため、事業所においては、利用定員を超過しないよう、障害児の利用する曜日等の調整をするものとする。

事業所においては、やむを得ない事情が無く定員を超過している場合は、速やかに是正を図るよう努めるものとする。

（令和４年２月２８日　厚生労働省事務連絡）

２　定員の遵守について

（厚生労働省への照会結果）

定員超過利用においても、適正なサービス提供の確保は必要であるため、自治体において個々の事業所の状況を見たうえで、適正なサービス提供の確保について指導していただければよい。

（今後の取扱い）

定員超過については、適正なサービス提供がされていることが前提となる。そのため、１年間の平均で見て、定員超過になっている場合など、慢性的に定員を超過している状況等については、指導することとなる。

３　鹿児島市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例について

第7次地方分権一括法（平成29年4月26日公布）により、児童福祉法施行令及び地方自治法施行令が一部改正（平成31年3月30日公布　同年4月1日施行）され、放課後等デイサービスなど指定通所支援事業の指定等に関する権限が都道府県から中核市へ権限移譲されたことから条例を制定したもの。

１　主な規定事項
　(1) 職員の配置
　(2) 発達支援室等の設備
　(3) 利用定員　など

２　本市の取扱い
　下記3を除き、国の基準と同様に規定。

３　本市独自の規定事項
　非常災害対策（第40条）
　施設の立地環境に応じて、非常災害に対する個別計画を策定する。

４　施行日（適用年月日）
　令和2年4月1日

４　情報共有の徹底・適切な対応について

運営指導での指導内容、請求エラー内容を見ると変更届出が提出されていない内容の請求がされていたり、人員基準を満たしていない例などが見られた。

→以下の情報を確認するとともに、事業所内の従業員での情報共有を図るようにしてください。

- 運営規程（営業時間、対象者、利用料金など）
- 付表１６（児童発達支援（センター含む）、放課後等デイサービス）
- 付表１７（居宅訪問型児童発達支援）
- 付表１８（保育所等訪問支援）
- 利用者との契約の際の重要事項説明書
- 障害児支援利用計画

４　情報共有の徹底・適切な対応について

夢すこやかファイルの活用

・保護者と関係機関等が連携を図りながら、子どもの成長を記録し、一貫した支援を行えるようにしていくためのファイル

・鹿児島市ホームページよりダウンロード可能
http://www.city.kagoshima.lg.jp/kyoiku/kyoiku/gakkoukyoiku/kenko/fukushi/shogai/ryoiku/gakko.html

・継続的で一貫した支援が行えるよう、是非、事業所でもご活用ください。（個人情報に当たるため、保護者・本人の管理を基本）

５　人員基準等の毎月の確認について

〇全事業所

・　体制加算　別紙１－２

（障害児通所・入所給付費等の算定に係る体制等状況一覧表）

・　体制加算　標準様式４

（従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表）

※医療的ケア区分に応じた基本報酬を算定する事業所は、上記に加えて、医療的ケア児の受け入れ数と看護職員の配置状況を整理した書類にて確認してください。

基本報酬や加算の算定の基礎となる人員配置等については、上記様式などを基に毎月確認を行ってください。

5　人員基準等の毎月の確認について

（参考様式）

従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表

2026　年　5　月

サービス種別	児童発達支援・放課後等デイサービス
事業所名	○○○
(1) 記載する期間	歴月
(2) 予定/実績の別	予定
(2)-2　定員	10
(3) 事業所における常勤の従業者が勤務すべき時間数	40 時間/週　160 時間/月

No.	(4) 職種 ※選択肢にない職種については直接入力してください	(5) 勤務形態	(6) 資格	(7) 氏名	(8) 第1週 1 金	2 土	3 日	4 月	5 火	6 水	7 木	第2週 8 金	9 土	10 日	11 月	12 火	13 水	14 木	第3週 15 金	16 土	17 日	18 月	19 火	20 水	21 木	第4週 22 金	23 土	24 日	25 月	26 火	27 水	28 木	第5週 29 金	30 土	31 日	(9) 勤務時間数合計	(10) 週平均の勤務時間数	(11) 兼務状況（兼務先／兼務する職務の内容）等
1	管理者	A		A	8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	184	41.5	
2	児童発達支援管理責任	A		B	8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	184	41.5	
3	児童指導員	A		C	8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	184	41.5	
4	保育士	A		D	8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	184	41.5	
5	保育士	A		E	8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	184	41.5	
6																																				0	0.0	
7																																				0	0.0	
8																																				0	0.0	

毎月、人員基準、加算要件を満たしているか、確認してください。
人員・体制の変更がある場合は届出を行ってください。

５　人員基準等の毎月の確認について

なお、定員超過がある場合や職員の出勤状況によっては、基準として求められる人員配置や加配加算等に求められる常勤換算数を満たさなくなることがありますので、ご注意ください。

（例１）　10名定員の事業所における定員超過の場合

定員内の受入れであれば基準として配置が必要な児童指導員又は保育士は2名で足りるが、定員超過し11名の受入れを行った場合、3人目の配置が必要になる。　また、このとき、児童指導員等加配加算などの算定に必要な常勤換算数も変わりますので、加算が算定できなくなる場合があることに注意。

（例2）　職員の病欠・年休（有給休暇）等がある場合

職員が病欠・年休・休職等により出勤していない場合、基準人員として配置が求められる職員であれば、別の職員で穴埋めしなければならない。また、出勤していない職員が非常勤職員である場合、その分は常勤換算数にも含むことができない（※）。

※出勤していない職員が常勤職員である場合は、その期間が歴月で1月を超えるものではない限り、常勤として勤務したものとして常勤換算に含めることができるという特例あり。

5　人員基準等の毎月の確認について

記載例

（別添）医療的ケア区分に応じた基本報酬の算定に関する届出書

		4月																															合計
	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
	曜日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	
医療的ケア児利用児童数	区分3（32点以上）	1		1		1			1		1		1			1		1		1			1		1		1			1		1	
	区分2（16点以上）		1		1	1				1		1	1				1		1	1				1		1	1				1		
	区分1（3点以上）		2		2	1				2		2	1				2		2	1				2		2	1				2		
	合計	1	3	1	3	3	0	0	1	3	1	3	3	0	0	1	3	1	3	3	0	0	1	3	1	3	3	0	0	1	3	1	49
必要看護職員数	区分3（32点以上）	1	0	1	0	1	0	0	1	0	1	0	1	0	0	1	0	1	0	1	0	0	1	0	1	0	1	0	0	1	0	1	
	区分2（16点以上）	0	0.5	0	0.5	0.5	0	0	0	0.5	0	0.5	0.5	0	0	0	0.5	0	0.5	0.5	0	0	0	0.5	0	0.5	0.5	0	0	0	0.5	0	
	区分1（3点以上）	0	0.66	0	0.66	0.33	0	0	0	0.66	0	0.66	0.33	0	0	0	0.66	0	0.66	0.33	0	0	0	0.66	0	0.66	0.33	0	0	0	0.66	0	
	合計	1	1.16	1	1.16	1.83	0	0	1	1.16	1	1.16	1.83	0	0	1	1.16	1	1.16	1.83	0	0	1	1.16	1	1.16	1.83	0	0	1	1.16	1	28
配置看護職員数		1	1	1	2	2			1	1	1	2	2			1	1	1	2	2			1	1	1	2	2			1	1	1	31

医療的ケア児が利用する日の合計日数	23	日

医療的ケア児の1日の平均利用人数	2.13	人

備考　標準的な月における、医療的ケア児の利用児童数と、それに応じた必要看護職員数に対して、配置看護職員数を記載してください。
多機能型（人員配置特例の利用あり）の場合、児童発達支援と放課後等デイサービスの利用児童数を合わせて記入してください。
多機能型（人員配置特例の利用なし）の場合、本用紙を、児童発達支援で1枚、放課後等デイサービスで1枚と、分けて作成してください。

5　児童指導員の資格確認について

児童指導員の資格要件は、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」第43条第1項各号に定められています。

児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一	都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
二	社会福祉士の資格を有する者
三	精神保健福祉士の資格を有する者
四	学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。次号において同じ。）において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
五	学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者
六	学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

５　児童指導員の資格確認について

児童指導員の資格要件は、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」第43条第１項各号に定められています。

七	外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
八	学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、二年以上児童福祉事業に従事したもの
九	教育職員免許法に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状を有する者であつて、都道府県知事が適当と認めたもの
十	三年以上児童福祉事業に従事した者であつて、都道府県知事が適当と認めたもの

5　児童指導員の資格確認について

児童指導員の資格要件について、以下、特にご注意いただきたい事項を挙げます。

①以下は児童指導員の資格要件には該当しません。
- 社会福祉主事任用資格
- 介護福祉士資格
- 公認心理士、臨床心理士
- 幼稚園（認定こども園を除く）、学校の実務経験

②大学等において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学に係る科目を一つ又は複数単位履修したことのみをもって児童指導員の資格要件に該当するとの判断はできません。

③児童福祉事業での実務経験で児童指導員資格を証明する場合、高校卒業と同程度であることが卒業証明等において確認できない場合は、3年以上の実務経験証明が必要です。

６　多機能型事業所の人員配置について

児童発達支援と放課後等デイサービスを一体的に行う多機能型事業所で人員配置特例を適用する場合

<u>○同一時間帯に児童発達支援・放課後等デイサービスの両サービスを実施する場合</u>

⇒児童発達支援と放課後等デイサービスは同一の単位とみなすことはできないため、サービス毎に基準上必要となる児童指導員又は保育士の配置が必要である。

<u>※上記ケースでの加配系加算（児童指導員等加配加算、専門的支援加算体制）の考え方</u>

⇒基準上必要な人員の配置（定員１０名であれば、常勤換算2.0）に加えて、常勤換算で1.0以上配置した場合に算定することができ、これは、児童発達支援、放課後等デイサービスの提供時間の重複を問わない。

7　申請・変更・廃止等について

（1）指定申請、更新申請

・・・事業開始予定日の2か月前まで

（2）廃止届、休止届・・・1か月前まで

（3）再開届・・・再開の日から10日以内

提出期限を厳守してください。

7　申請・変更・廃止等について

（4）変更届

①障害児通所給付費に関するもの以外

・・・変更のあった日から10日以内

②障害児通所給付費に関するもの

毎月15日以前・・・翌月から算定

毎月16日以降・・・翌々月から算定

算定要件を満たさなくなった場合

→変更または終了の届出を速やかに

提出期限を厳守してください。

7　申請・変更・廃止等について

（例外）

①報酬単価・・・定員増の場合は届出日から

②前年度の実績に応じて算定する基本報酬

→4月中旬まで（報酬区分に変更がある場合）

③福祉・介護職員処遇改善加算等

→算定開始月の前々月の末日まで

※　③は毎年、届出が必要

提出期限を厳守してください。

8　加算を算定する際の注意点

(1)児童指導員等加配加算

≪要件≫

人員配置基準上必要となる従業者の員数(専門的支援体制を算定している場合は専門的支援体制加算の算定に必要となる従業者を含む)に加え、1以上の従業者を配置すること(常勤専従又は常勤換算)

※　人員配置基準上必要となる従業者には児童発達支援管理責任者を含む。

※　多機能型(人員配置特例の利用あり)の場合、各サービスの支援時間の重複の有無にかかわらず、児童発達支援と放課後等デイサービスは同じ算定対象者となる。

≪区分≫

職種	配置形態	経験年数
児童指導員等	常勤専従	5年以上
		5年未満
	常勤換算	5年以上
		5年未満
その他従業者	―	―

職種、配置形態、経験年数の考え方に注意！

次のページにて解説

８　加算を算定する際の注意点

（1）児童指導員等加配加算

≪職種について≫

「児童指導員等」とは、以下の職種等をいう

児童指導員、保育士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、手話通訳士（者）、特別支援学校免許取得者、心理担当職員(※)、視覚障害児支援担当職員、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者

※心理担当職員の資格確認にあたっては、公認心理師、臨床心理士、臨床発達心理士については資格登録証の写しをご提出ください。
その他の場合は、「大学（短期大学を除く）若しくは大学院において、心理学科等を修了して卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するものまたはこれと同等以上の能力を有すると認められるもの」であるかどうかを個別に確認する必要がありますので、関係する資料を添えて障害福祉課に協議してください。

「その他従業者」とは、

上記の児童指導員等にあたる職種以外をいう。ただし、サービス提供時間を通じて直接支援や家族支援に一切あたらない（例えば事務作業等のみを行っている）状況は想定されないことに留意。

８　加算を算定する際の注意点

（１）児童指導員等加配加算

≪当該加算における配置形態（専従）について≫

加算の対象となる従業者が以下の場合は、「専従」とはならず、「常勤換算」の区分となりますのでご注意ください。

・管理者と児童指導員等の兼務
・訪問支援員と児童指導員等の兼務

※なお、以下の場合は、「専従」とすることができます。

・多機能型（人員配置特例を利用）において児童発達支援と放課後等デイサービスの兼務を行う従業者。
・児童発達支援管理責任者基礎研修修了者で、２人目以降の児発管として児童指導員等の職種と兼務を行う従業者。

≪当該加算における実務経験について≫

・勘案する実務経験年数は、児童福祉事業（幼稚園、特別支援学校、特別支援学級、通級による指導での教育を含む）に従事した経験年数とする。
・本加算における経験年数は、資格取得またはその職種として配置された以後の経験に限らないものとする。

８　加算を算定する際の注意点

（２）専門的支援体制加算

≪要件≫

人員配置基準上必要となる従業者の員数（児童指導員等加配加算を算定している場合は児童指導員等加配加算の算定に必要となる従業者を含む）に加え、１以上の専門職を配置すること（常勤換算）

※　人員配置基準上必要となる従業者には児童発達支援管理責任者を含む。

※　多機能型については児童指導員等加配加算と同じ

≪対象となる専門職≫

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員、
視覚障害児支援担当職員
5年以上児童福祉事業に従事した保育士・児童指導員（※）

≪5年以上保育士・児童指導員の注意事項≫

・経験年数は、保育士・児童指導員の資格取得・任用から5年以上、児童福祉事業に従事したものに限る。

・本加算おける児童福祉事業の実務経験には、特別支援学校、特別支援学級及び通級による指導における教育の経験が含まれない（児童指導員等加配加算とは異なる）ことに留意。

８　加算を算定する際の注意点
（R6報酬改定により新設・変更のあった減算）

①虐待防止措置未実施減算【新設】減算率１％

運営基準で求められる虐待防止のための取組が適切に行われていない場合

②身体拘束廃止未実施減算【見直し】減算率１％（見直し前は１日５単位減算）

運営基準で求められる身体拘束等の廃止・適正化のための取組が適切に行われない場合

③業務継続計画未策定減算【新設】減算率１％

運営基準で求められる業務継続計画の策定及び当該計画に従い必要な措置を講じていない場合

④情報公表未報告減算【新設】減算率５％

WAMNETの障害福祉サービス等情報公表システムを通じて支援の内容及び事業者・施設の運営状況を報告していない場合

⑤支援プログラム未公表減算【新設】減算率１５％（減算の適用は令和７年４月１日から）

支援プログラムの作成・公表が行われない事業所について減算を行う。

８　加算を算定する際の注意点

（３）福祉専門職員配置等加算

①多機能型事業所の場合、全てのサービスの直接処遇職員を合わせて要件を計算しているか？

②要件の中には「常勤職員の人数」と「常勤換算した場合の人数」があるが正しく計算しているか？

③他の事業所を兼務する常勤職員の場合、当該事業所の直接処遇職員としての勤務時間が2分の1を超えているか？

④生活支援員等の要件を満たしているか？

・加算（Ⅰ）及び（Ⅱ）と、加算（Ⅲ）の生活支援員等の算定対象者が異なっているため注意してください。

加算（Ⅰ）及び（Ⅱ）・・・児童指導員のみ

加算（Ⅲ）・・・児童指導員及び保育士

8　加算を算定する際の注意点

①処遇改善加算の対象について、福祉・介護職員のみから障害福祉従事者に拡大（加算率の引上げ）
② 生産性向上や協働化に取り組む事業者に対する上乗せの加算区分を設ける（加算Ⅰ・Ⅱの加算率の上乗せ）
③ 処遇改善加算の対象外だった計画相談支援、障害児相談支援及び地域相談支援に処遇改善加算の新設
④ ベースアップなどによる更なる賃上げや生産性向上等の取組を後押しするために必要な措置を講ずる。

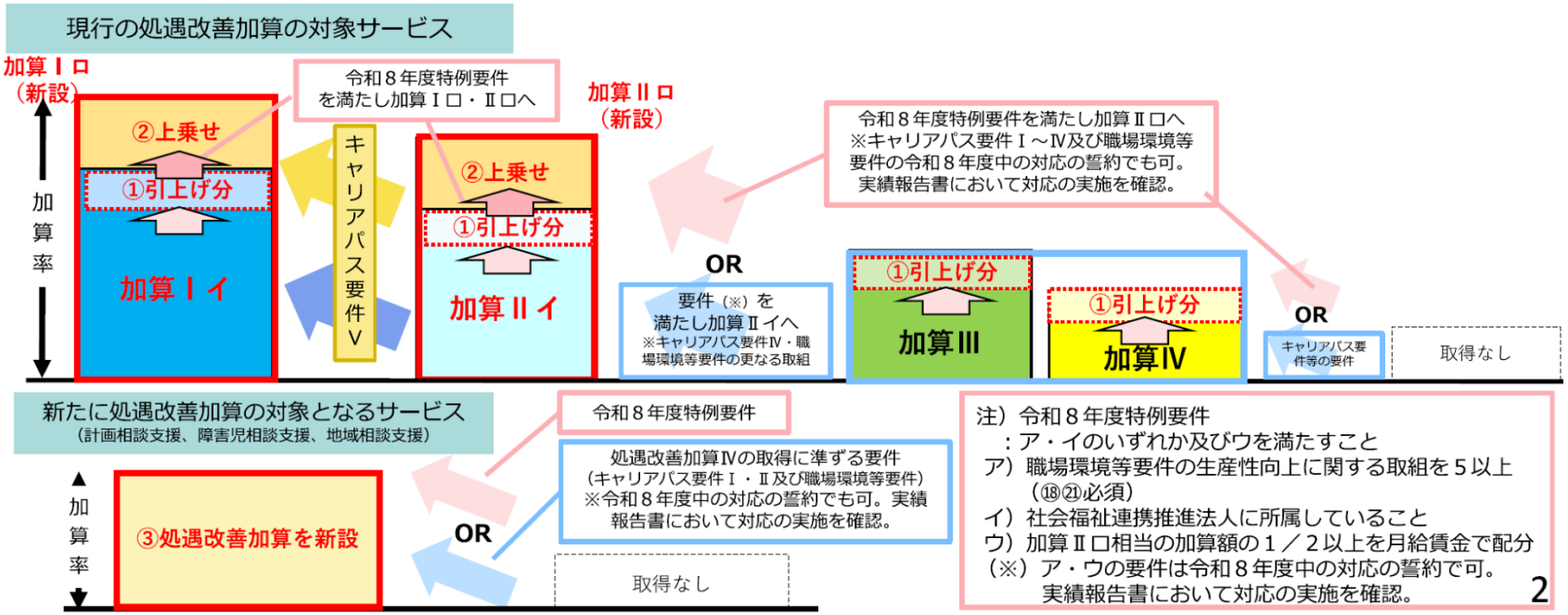

8　加算を算定する際の注意点

福祉・介護職員等処遇改善加算

① 福祉・介護職員への配分を基本

特に経験・技能のある福祉・介護職員の処遇改善が重要であることに留意しつつ、障害福祉サービス事業者等の判断により、事業所内で柔軟な配分を認める。ただし、例えば一部の職員や一部の事業所に加算を原資とする賃金改善を集中させることなど職務の内容や勤務の実態に見合わない著しく偏った配分は行わないこと。

② キャリアパス要件・職場環境等要件の取組に要する費用を、賃金改善額に含めていないか？（賃金改善分に応じて増加した法定福利費等の事業主負担分は含むことができる）

表２－１　処遇改善加算の算定要件（賃金改善以外の要件）（令和８年４月及び５月。表１－１に掲げるサービスに限る。）

	①月額賃金改善要件	②キャリアパス要件Ⅰ	③キャリアパス要件Ⅱ	④キャリアパス要件Ⅲ	⑤キャリアパス要件Ⅳ	⑥キャリアパス要件Ⅴ	⑦職場環境等要件		
	処遇改善加算Ⅳの1/2以上の月額賃金改善	任用要件・賃金体系の整備等	研修の実施等	昇給の仕組みの整備等	改善後の賃金要件（440万円一人以上）	配置等要件	区分ごとに１以上の取組（生産性向上は２以上）	区分ごとに２以上の取組（生産性向上は３以上）	HP掲載等を通じた見える化（取組内容の具体的記載）
福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅰ	○	○	○	○	○	○	－	○	○
福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅱ	○	○	○	○	○	－	－	○	○
福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅲ	○	○	○	○	－	－	○	－	－
福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅳ	○	○	○	－	－	－	○	－	－

表２－２　処遇改善加算の算定要件（賃金改善以外の要件）（令和８年６月以降。表１－２に掲げるサービスに限る。）

	①月額賃金改善要件	②キャリアパス要件Ⅰ	③キャリアパス要件Ⅱ	④キャリアパス要件Ⅲ	⑤キャリアパス要件Ⅳ	⑥キャリアパス要件Ⅴ	⑦職場環境等要件			⑧令和８年度特例要件
	処遇改善加算Ⅳの1/2以上の月額賃金改善	任用要件・賃金体系の整備等	研修の実施等	昇給の仕組みの整備等	改善後の賃金要件（460万円一人以上）	配置等要件	区分ごとに１以上の取組（生産性向上は２以上）＋全体で８以上	区分ごとに２以上の取組（生産性向上は３以上）＋全体で14以上	HP掲載等を通じた見える化（取組内容の具体的記載）	生産性向上や協働化に係る取組改善後の賃金要件（460万円一人以上）
福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅰイ	○	○	○	○	○	○	－	○	○	－
福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅰロ	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○
福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅱイ	○	○	○	○	○	－	－	○	○	－
福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅱロ	○	○	○	○	○	－	－	○	○	○
福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅲ	○	○	○	○	－	－	○	－	－	－
福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅳ	○	○	○	－	－	－	○	－	－	－

８　加算を算定する際の注意点

【キャリアパス要件Ⅰ～Ⅲ】（令和8年度特例要件の誓約でも可）
　Ⅰ（任用要件・賃金体系の整備等）、Ⅱ（研修の実施等）、Ⅲ（昇給の仕組みの整備等）
　※処遇改善加算の申請時点で令和8年度特例要件満たす事業所に限り、令和8年度中に整備等行うことの誓約により要件を満たすものとして取り扱う。
　ただし、令和9年3月までに整備を行い実績報告書にて報告が必要

【キャリアパス要件Ⅳ 】「経験・技能のある福祉・介護職員」のうち１人以上は、
　①賃金改善後の賃金見込額が年額460万円以上であること。
　②職場環境等要件のうち、全体から14以上の取組を行っている場合は要件を満たしているものとする。
　※処遇改善加算の申請時点で令和8年度中に①又は②を行うことを誓約により要件を満たすものとして取り扱う。
　ただし、令和9年3月までに賃金改善等を行い実績報告書にて報告が必要

【キャリアパス要件Ⅴ】（配置等要件）
福祉専門職員配置等加算
※配置等要件のないサービスは不要です。

８　加算を算定する際の注意点

【月額賃金改善要件】

加算Ⅳの加算額の1/2以上を基本給等（※）の改善に充てる

※ 基本給等＝基本給または決まって毎月支払われる手当

※ 手当には、職能手当や資格手当等は含むが、通勤手当や扶養手当等は含まない

【職場環境等要件】

・加算を算定する場合は、職場環境等要件の取組（6区分28項目）を実施すること。

・①入職促進に向けた取組、②資質の向上やキャリアアップに向けた支援、③両立支援・多様な働き方の推進、④腰痛を含む心身の健康管理、⑤生産性向上のための取組、⑥やりがい・働きがいの醸成の区分ごとに2以上の取組を実施し、加算Ⅲ又はⅣを算定する場合は、区分ごとに1以上と全体で8以上の取組みが必要（「⑤生産性向上のための取組」も同様に、区分により異なる）

※処遇改善加算の申請時点で令和8年度特例要件満たす事業所に限り、令和8年度中に職場環境等要件の取組行うことの誓約により要件を満たすものとして取り扱う。

ただし、令和9年3月までに取組を行い実績報告書にて報告が必要。

８　加算を算定する際の注意点

【職場環境等要件】＜見える化要件（加算Ⅰ、Ⅱ及びⅠイ、Ⅰロ、Ⅱイ、Ⅱロ）＞

・職場環境等の改善の取組をホームページへの掲載等により公表すること。

・障害福祉サービスの情報公表制度を活用し、処遇改善加算の算定状況を報告するとともに、職場環境等要件を満たすために実施した取組項目とその具体的な取組内容を記載すること。
当該制度以外においても、各事業者のホームページを活用する等外部から見える形で公表すること。

【令和8年度特例要件】

生産性向上や協働化の取組として、以下の（1）又は（2）のいずれかと（3）の取組を行っていること。

（1）職場環境等要件の⑤生産性向上のための取組の中から、5以上の取組を行っていること。（2項目必須あり）

（2）法人が社会福祉法に規定する社会福祉連携推進法人に所属していること。

（3）加算Ⅱロの加算額の2分の1以上を基本給等の改善に充てること。

※（1）と（3）に限り、令和8年度においては、令和8年度中に職場環境等要件や賃金改善の取組行うことを誓約した場合、要件を満たすものとして取り扱う。

ただし、令和9年3月までに取組を行い実績報告書にて報告が必要。

８　加算を算定する際の注意点

福祉・介護職員等処遇改善加算計画書の作成に当たっての注意点

①事業所における賃金改善の内容の根拠となる規則・規程（就業規則等）がきちんと整備できているか？

②計画書の内容、実施した処遇改善の内容について、職員へ周知しているか？

※自署で署名を受ける必要があり、実績報告で提出が必要です。

③計画書の記載内容の根拠となる資料等を適切に保管し、指定権者から求めがあった場合に速やかに提出できるようにしているか？

※加算の詳細については、**市ホームページ**を参照ください。

９　多機能型事業所の定員規模別単価の取扱いについて

留意事項通知　第二　１通則　（４）定員規模別単価の取扱いについて

① 児童発達支援、放課後等デイサービス、障害児入所支援、（医療型障害児入所施設及び指定医療機関を除く。）については、運営規程に定める利用（入所）定員の規模に応じた報酬を算定する。

② ①にかかわらず、多機能型事業所（③の適用を受けるものを除く。）については、当該多機能型事業所等として実施する複数の指定通所支援又は障害福祉サービスの利用定員の合計数を利用定員とした場合の報酬を算定するものとする。

③ 多機能型事業所のうち指定通所基準第80条に規定する従業員の員数等に関する特例【注】によらない多機能型事業所においては、当該多機能型事業所において行う指定通所支援の利用定員のそれぞれの規模に応じて報酬を算定するものとする。

【注】基準省令第80条（従業員の員数に関する特例）、81条（設備に関する特例）を指す。

以上から、通常は多機能型事業所として行う複数のサービスの利用定員の合計で報酬区分が決まるが、多機能型事業所における従業員の員数等に関する特例によらず、通常の児童発達支援と放課後等デイサービスにおいて必要としている職員（管理者を除く。）をそれぞれ配置している事業所においては、それぞれの規模に応じて報酬を算定するものとする。

９　多機能型事業所の定員規模別単価の取扱いについて

＜適用例＞児童発達支援、放課後等デイサービスそれぞれ定員１０人の多機能型事業所

規模別単価適用の有無	サービス種類	定員	報酬区分
適用なし	児童発達支援	１０	１１～２０人
	放課後等デイサービス	１０	１１～２０人
適用あり	児童発達支援	１０	１０人以下
	放課後等デイサービス	１０	１０人以下

１０　支援プログラムについて

・対象事業

児童発達支援・放課後等デイサービス・居宅訪問型児童発達支援

（※保育所等訪問支援は対象外）

・趣旨

５領域（「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」）との関連性を明確にした、事業所における支援の実施に関する計画（以下「支援プログラム」という。）を作成し、公表することにより、事業所における総合的な支援の推進と、事業所が提供する支援の見える化を図る。

・公表の方法等

インターネットの利用その他の方法により広く公表することとし、その公表方法及び公表内容については指定権者へ届出が必要。

10　支援プログラムについて

・支援プログラムの記載事項
　（以下の12項目を網羅すること）

（事業所における基本情報）
① 事業所名　② 作成年月日　③ 法人（事業所）理念
④ 支援方針　⑤ 営業時間　　⑥ 送迎実施の有無

（支援内容）
⑦ 本人支援の内容と5領域の関連性
⑧ 家族支援（きょうだいへの支援も含む。）の内容
⑨ 移行支援の内容
⑩ 地域支援・地域連携の内容
⑪ 職員の質の向上に資する取組
⑫ 主な行事等

１０　支援プログラムについて

- **支援プログラム未公表減算**

○　支援プログラムの作成・公表及び指定権者への届出がなされてない場合は減算

○　算定される単位数　所定単位数の１００分の８５
※所定単位数は基本報酬のみ

○　減算適用期間及び対象
届出がなされていない月から、当該状態が解消されるに至った 月まで障害児全員について減算

○　提出期限
令和７年４月１日以降指定を受ける事業所は、指定日までに作成・届出（それ以外の事業所は令和７年３月３１日までに届出済みとなっております）

※一度届出を行えば、毎年度の届出は不要。変更時のみ届出

11　自己評価について

・対象事業

児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援
（令和6年度から）

・趣旨

障害児通所支援事業者は、効果的なサービスの質の向上を図る観点から、自己評価及び保護者評価を行うとともに、その評価並びに評価を受けて図った改善の内容を公表しなければならない。（保育所等訪問支援については、自己評価、保護者評価に加えて訪問先評価も行う。）

・公表の方法等

インターネットの利用その他の方法により広く公表することとし、その公表方法及び公表内容については指定権者へ届出が必要。

１１　自己評価について

- **自己評価結果未公表減算**

○　自己評価結果公表及び指定権者への届出がなされてない場合は減算。

○　算定される単位数　所定単位数の１００分の８５
※所定単位数は基本報酬のみ

○　減算適用期間及び対象
届出がなされていない月から、当該状態が解消されるに至った 月まで障害児全員について減算

○　公表方法等提出期限
毎年度、２月末までに届出

※保育所等訪問支援も減算対象であることに注意

１１　自己評価結果から

〇自己評価の効果的な活用を！

・自己評価は、障害児通所支援事業者に求められる項目を多角的に評価し、今後の改善につなげる重要な手段です。

・自己評価の過程において丁寧に分析を行うことで、事業所の弱み（改善点）だけでなく、強み（アピールポイント）の両面を明確化することができます。

・丁寧に実施された自己評価の結果を公表することは、事業所の取り組み姿勢を示すことに繋がります。

・全事業所のうち、約7割がホームページによる公表をしていることから、他の事業所の自己評価を参考にするといった活用も可能です。

11　自己評価結果から

○事業所による評価

・事業所の工夫点として、支援内容や安全管理、保護者対応など様々な面での課題解決や改善に、職場内のミーティングを役立てているという意見が多くみられた。一方、課題としても、なかなかミーティングの時間が持てない、定期的に開催できていないといった意見が見られた。

・支援計画の作成や保護者との面談・説明にあたり、ガイドラインの項目を具体的に（明確に）意識して取り入れているという意見が見られた。

○保護者による評価

・保護者からのネガティブな意見としては、活動内容がよくわからない、利用方法の説明が足りなかった等の意見が目立った。

・一方で、ポジティブな意見としては、説明、相談時の対応が丁寧、適切な計画に沿った支援をしてくれる等の意見が目立った。

⇒　計画策定や支援の実施について、保護者にも丁寧に説明し、理解いただくことが重要

１２　児童発達支援管理責任者の有効期限等について

【注意点】

・令和４年４月１日以降に基礎研修を修了した方は、基礎研修修了後、実践研修受講開始日前５年間に通算して２年以上の実務経験を満たしたうえで実践研修を修了する必要がある。なお、実践研修修了後は、5年ごとに更新研修を修了する必要がある。

・平成３１年４月１日～令和４年３月３１日までに基礎研修を修了した方で実践研修修了者としてみなし配置をされている方は、基礎研修終了後、３年間（※年度ではありません）に実践研修を修了しなければ、児童発達支援管理責任者の資格要件を失う。

⇒各自、基礎研修修了年月日や有効期限等の確認をお願いいたします。

13　サービス管理責任者等実践研修の実務経験特例について

サービス管理責任者等の実践研修の受講に必要な実務経験が、「2年以上」から、以下の要件を全て満たす場合に限り、例外的に「6月以上」の期間で実践研修の受講が可能。

【要件】

①基礎研修受講時に既にサービス管理責任者等の配置に係る実務要件（3～8年）を満たしている

②障害福祉サービス事業所等で個別支援計画の作成の業務に従事（少なくとも概ね10回以上）

・サービス管理責任者等が配置の事業所で個別支援計画の原案の作成までの一連の業務を行う

・やむを得ない事由によりサービス管理責任者等を欠いている事業所でサービス管理責任者としてみなして従事し、個別支援計画の作成の一連の業務を行う。

③上記業務に従事することについて、指定権者（鹿児島市）に届け出（※）ている。

※鹿児島市へ届出の場合は、以下2つの手続きを行っていただきます。

(1)実務経験証明書（サービス管理責任者等実践研修6か月短縮用）

(2)指定内容変更届による、児発管（OJT）の配置の届出※資格確認資料等添付

14　サービス提供拒否の禁止について

事業者は、原則として利用申込みに対して応じなければならない。

※特に、障害の程度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することを禁止したもの。

【提供を拒む正当な理由】

- 当該事業所の利用定員を超える利用申込みがあった場合
- 当該事業所の主たる対象とする障害の種類が異なる場合、その他障害児に対し自ら適切な指定通所支援を提供することが困難な場合
- 入院治療が必要な場合

１５　市独自の補助制度について

- **児童発達支援事業専門員加算等補助金**

　児童発達支援事業所、放課後等デイサービス及び児童発達支援支援センターの専門指導員等に係る経費等について助成する。

- **発達障害児等家族支援補助金**

　児童発達支援事業所等が保護者に対して、グループ講習等集団支援を実施した場合に経費の一部を助成する。

各補助金について、積極的な活用をご検討ください。

※令和8年度の補助金要綱を参考で添付しています。

※令和9年度の実施予定については、今後ご案内します。

１６　情報公表制度について

【主旨・目的】

○ 障害福祉サービス等を提供する事業所数が大幅に増加する中、利用者が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるようにするとともに、事業者によるサービスの質の向上が重要な課題となっている。

○ このため、平成２８年５月に成立した障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律において①事業者に対して障害福祉サービスの内容等を都道府県知事（※）へ報告することを求めるとともに、②都道府県知事（※）が報告された内容を公表する仕組みを創設し、利用者による個々のニーズに応じた良質なサービスの選択に資すること等を目的とする。

（平成３０年４月施行）

※鹿児島市の場合は市長。

１６　情報公表制度について

【公表の方法】

WAM　NET（ワムネット：独立行政法人福祉医療機構の総合情報サイト）の「障害福祉サービス等情報公表システム」において公表。

【報告の方法】

事業所が直接情報公表システムにログインし入力

【報告時期】

毎年５月に情報公表の内容について更新すること。
（新規事業者は指定後１月以内に報告）

※今年度の更新手続きをしていない事業所は、速やかに更新してください。未公表の事業所は減算が適用されます。なお、更新後の公表内容の変更は、随時、報告してください。

１６　情報公表制度について

【経営情報の見える化】

障害福祉サービス等事業者の毎年度の経営状況を把握し、事業者を取りまく様々な課題に対する的確な支援策を検討するため、新たに、障害福祉サービス等事業者の経営情報のデータベースを整備し、令和7年8月より運用を開始。（グルーピングしたデータを公表）

【報告時期】

事業所（法人）の定める毎会計年度終了後3ヶ月以内。

例：令和8年9月決算→令和8年12月までに報告

令和8年12月決算→令和9年3月までに報告

※未報告の場合は、情報公表未報告減算（所定単位数の5%を減算）**の対象となります。**

17　秘密保持について

・正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

・他の事業所へ利用者等の情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等の同意を得ておかなければならない。

- 従業者の秘密保持義務について、在職中及び退職後における秘密保持義務を職業規則又は雇用契約書、誓約書等に明記すること。
- 利用者及びその家族から個人情報の利用について同意を得ておくこと。

18　業務管理体制の届出について

【趣旨】

事業者等は、事業の適正な運営を確保するため、法令順守等の業務管理体制を整備し、関係行政機関に届け出ることになっている。

まだ提出していない法人、または届出内容に変更のあった法人はすみやかに届出を行ってください。（詳しくは市ホームページを参照）

【届出先】

	事業所等の所在地	届出先
（1）	すべての事業所等が、鹿児島市内に所在する場合	鹿児島市
（2）	すべての事業所等が、鹿児島県内に所在する場合（上記（1）を除く）	鹿児島県
（3）	すべての事業所等が、複数の都道府県に所在する場合	厚生労働省

【整備する業務管理体制の内容】 ※1 事業所の数はサービス種類ごとに数える。

事業所数　※1	届出事項
1以上20未満	①法令順守責任者の専任
20以上100未満	①及び②法令遵守規程の概要
100以上	①、②及び③業務執行の状況の監査の方法の概要

19　事故報告書の提出について

【趣旨】

　指定障害福祉サービス等において、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、鹿児島市、支給決定を受けた市町村及び当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

【報告を求める事故等】

①サービス提供中の利用者の怪我又は死亡
②職員（従業者）の法令違反・不祥事
③感染症若しくは食中毒の発生等又はそれが疑われる状況
　主管課及び保健所へ届けるようになっています。この場合の届出の基準や様式等については、鹿児島市保健所ホームページにてご確認ください。
④人権侵害等　⑤無断外出　⑥災害　⑦その他

【報告の方法】

①事故等の発生後、第一報として、直ちに電話により概要報告を行った後、事故報告書をFAX・郵送・メールにより送付
②時間の経過に伴い状況が変化する事案については、電話・FAX・郵送・メールにより追加報告
③事故等の処理が終息した場合は、事案に応じて、損害賠償等の対応状況、再発防止策等を含む詳細報告

※感染症若しくは食中毒の発生等については、保健所（感染症対策課）に提出した発生届と終息報告書の写しを障害施設係に提出することで事故報告書の提出に代えることができます。

２０　送迎に当たっての安全管理の徹底について
（利用者の所在確認や安全装置の装備の義務付け）

令和４年９月に起きた、送迎用バスへの園児置き去り死亡事案を受け、
障害児通所支援事業所における送迎に当たって以下の義務付けが行われました。
必要な措置を講じるとともに、引き続き安全管理の徹底をお願いします。

義務化の主な内容

①乗降車の際に点呼等の方法により園児等の所在を確認
②送迎用バス等（※）への**安全装置の装備**
（及び当該装置を用いて、降車時の①の所在確認）
※座席が3列以上の車両は原則対象

適用時期

令和５年４月１日～　（※経過措置は令和６年３月３１日で終了）

※詳細については、鹿児島市ホームページにてご確認ください。

https://www.city.kagoshima.lg.jp/kenkofukushi/fukushi/syofuku/basusougeiniatattenoannzennkannri.html

２１　防犯対策について

防犯に係る安全の確保について

平成28年7月、障害者支援施設において、多数の入所者が殺傷されるという痛ましい事件が発生したことを受け、厚生労働省より通知が発出

・地域と一体となった開かれた社会福祉施設等となること
・外部からの不審者の侵入に対する防犯に係る安全確保がなされた社会福祉施設等となること
の両立を図るために・・・

①設備の整備・点検、職員研修などの取り組み
②関係機関や地域住民等多様な関係者との協力・連携体制の構築

21　防災対策について（非常災害時の安全確保）

平成28年8月、認知症高齢者グループホームにおいて、台風10号に伴う暴風及び豪雨による災害発生により多数の利用者が亡くなるという痛ましい被害が発生したことを受け、厚生労働省より通知が発出

【留意事項】

①　情報の把握及び避難の判断について

・気象情報や市町村が発令する「避難準備情報」、「避難指示」等の情報把握に努め、「避難準備情報」や「避難指示」が発令されたときは、利用者の安全を確保するための適切な行動をとること。

②　非常災害対策計画の策定及び避難訓練について

・施設において定めている非常災害対策計画について、火災だけでなく、水害・土砂災害、地震、火山等地域の実情に合わせた内容とすること。

・非常災害対策計画の内容を職員間で十分共有し、関係機関と連携を図ること。

・避難訓練を定期的に実施し、非常災害対策計画の内容を検証、見直しを行うこと。

２２　業務継続計画（BCP）の作成について

・感染症や自然災害が発生した場合であっても、適切な対応を行い、その後も利用者に対して必要なサービスを継続的に提供できる体制を構築することが重要です。

・必要なサービスを継続的に提供し、仮に一時中断した場合であっても早期の業務再開を図るためには、業務継続計画（BCP）の策定（及びそれに基づく訓練・研修）が重要となります。

・令和6年度報酬改定により、計画の未策定や当該計画に従い必要な措置が講じられていない事実が生じた場合は業務継続計画未策定減算が適用されることとなります。（一定程度の取組を行っている事業所に対しては、経過措置があります。）

22　要配慮者利用施設での避難確保計画及び避難訓練の実施について

・浸水想定区域や土砂災害警戒区域（特別）内の要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画の作成・避難訓練の実施が義務となっておりますので、必ず行ってください。

※上記区域に該当するか、「かごしまiマップ」で確認をしてください。（区域については、定期的な見直しがあります。）

※詳細については下記ホームページを参照してください。

ホーム > 健康・福祉 > 障害福祉 > 指定障害福祉サービス事業者関係 > 障害者福祉施設等における防災対策

※国土交通省のホームページにも、それぞれの区域の計画策定手引きがありますので、参考にしてください。

２３　行政処分について

・本市の障害福祉サービス事業所等に対して、従業者による虐待や報酬を不正に請求するなどの事由により行政処分を実施しています。

・基準違反や虐待、不正請求などは、障害者の尊厳を害するのみならず、制度全体の信頼を損なうもので到底許されるものではありません。

・人員配置の不正や、運営指導において、個別支援計画が適正に作成されていない場合に減算することの指摘があったにも関わらず、その後も適正な計画作成がなされず、減算もされていないことなどが指定取消に繋がるケースもあります。

・事業所等におかれましては、国の基準省令やガイドライン等の遵守、運営指導の指摘を確実に改善していくなど、適切な運営をお願いします。

・処分事案の概要（鹿児島市ホームページ）

障害者総合支援法に基づく行政処分

https://www.city.kagoshima.lg.jp/kenkofukushi/fukushi/syofuku/syougaisyasougoushiennhougyouseisyobun.html

児童福祉法に基づく行政処分

https://www.city.kagoshima.lg.jp/kenkofukushi/fukushi/syofuku/gyouseisyobun_top.html

24　こども性暴力防止法について（令和8年12月25日施行）

〇法律名

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（通称；こども性暴力防止法）

〇対象事業（障害分野に限る）

【義務】障害児通所支援事業者（児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援・居宅訪問型児童発達支援）

【認定】障害福祉サービス事業者（居宅介護・同行援護・行動援護・短期入所・重度障害者等包括支援

〇求められる取組

1.日ごろから講ずべき措置

2.被害が疑われる場合の対応

3.安全確保措置（犯罪事実確認）

4.情報管理措置

※詳細の内容については、こども家庭庁のホームページでご確認ください。

https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou

24　こども性暴力防止法について（令和8年12月25日施行）

※以下は、法施行前までにしなければならない事項ですので、必ず行ってください。（こども家庭庁発出：義務事業者用準備ガイドから引用）

1 制度についての従事者等への周知（研修の実施など）

2 犯罪事実確認・防止措置関係

① 不適切な行為の範囲の検討・確定

② 対象業務従事者の範囲の検討・確定

③ 就業規則等の見直し（※不適切な行為の範囲、懲戒事由等）

④ 採用募集要項等の見直し、採用過程での性犯罪前科の事前確認

3 安全確保措置の実施のための体制整備

① 性暴力事案の疑い発生時の報告・対応ルール策定・周知

② 相談体制整備（相談窓口設置・周知等）

③ 従事者向け研修の計画策定・実施

4 情報管理措置

① 情報管理規程の作成、規程に沿った情報管理体制の整備

令和8年度
指定障害福祉サービス事業者等集団指導

ご視聴ありがとうございました。